

長寿応援ポイント事業の見直しについて

杉並区実行計画等に基づき、地域活動団体関係者等の意見を踏まえ、以下のとおり、令和 7 年度から長寿応援ポイント事業を見直すこととしましたので、報告します。

1 事業の概要及びこれまでの主な実績・課題

(1) 事業の概要

別紙 1 のとおり

(2) これまでの主な実績・課題

項目	実績	課題
①ポイント交換者数(参加者数) 《別紙2参照》	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22～30 年度は年々増加しており、最も多い平成 30 年度は 5,537 人(60 歳以上人口の 3.8%)。令和元年度以降は、コロナ禍の影響により減少傾向。 直近 5 年間の交換者は、全体の 4 分の 3 が 75～89 歳。 	<ul style="list-style-type: none"> 74 歳以下など、より多くの高齢者の参加促進が必要。
②ポイント交換 《別紙3参照》	<ul style="list-style-type: none"> 直近 5 年間の実績では、1 年間の上限(600 ポイント)に対し、1 人当たり平均の交換ポイントは 175 ポイント。 同じく、ポイント獲得のための活動状況は、地域貢献活動 67.5%、いきがい活動 28.6%、健康増進活動等 3.9%。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の参加促進を見据えた事業の持続可能性を考慮し、実績に応じた上限ポイント数等の見直しが必要。
③対象となる活動 《別紙4参照》	<ul style="list-style-type: none"> 主に団体参加となる地域貢献活動やゆうゆう館等でのいきがい活動は定着化している一方、主に個人参加となる健康増進活動等の事業数は停滞傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なる高齢化の進展を踏まえ、高齢者が個人でも参加できる健康増進活動等の充実が必要。
④長寿応援ファンド 《別紙5参照》	<ul style="list-style-type: none"> ファンドを活用した事業は、ゆうゆう館協働事業や次世代育成基金活用事業助成等による類似事業があることから停滞傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ファンドの意義が薄れつつある中で、今後の取扱いについて検討が必要。

2 見直し検討の進め方

- (1) 「これまでの主な実績・課題」等を基に、見直しの基本的な考え方及び見直しの方向性(たたき台)を整理した(令和 5 年 12 月まで)。
- (2) 「見直しの基本的な考え方及び見直しの方向性(たたき台)」に対する地域活動団体関係者等の意見を聴取した(令和 6 年 3 月まで)。
- (3) 地域活動団体関係者等の意見を踏まえて、見直しの方向性(たたき台)の修正内容を整理し、改めて関係者等へ説明の上、区として意思決定した(令和 6 年 5 月まで)。

3 見直しの基本的な考え方

- (1) 活力ある高齢社会づくりに資する事業として、令和9年度までに「60歳以上人口比4%」の参加率を目標に設定(※1)し、付与ポイント等のインセンティブによらず(※2)、より多くの高齢者の参加が得られる仕組みとする。
- (※1)過去のピークである平成30年度(参加人数5,537人、参加率3.8%)に比べ、878人増となる6,415人以上の参加人数の獲得を目指す。
- (※2)「お互いの支えあい」(=地域共生社会)につなげる観点から、単にインセンティブを高めるような見直しは行わない。
- (2) 目標参加率の達成を前提に、一定の事業経費の抑制を図ることができる仕組みとする。
- (3) 見直し後の事業の実施状況については、令和10年度の上半期を目途に検証を行う。

4 見直し後の事業概要

項目	現行	見直し後	見直しの方向性(たたき台)からの修正内容 《別紙6参照》
(1)活動毎の対象者	①地域貢献活動 :60歳以上 ②いきがい活動 :75歳以上 ③健康増進活動等:60歳以上	①60歳以上 ②60歳以上 ③60歳以上	・「②いきがい活動:70歳以上」を、他の活動と同様に「60歳以上」に修正
(2)活動1回当たりの付与ポイント数	①地域貢献活動 :5ポイント ②いきがい活動 :1ポイント ③健康増進活動等:1ポイント	①3ポイント ②1ポイント ③1ポイント	・「①地域貢献活動:2ポイント」を、「3ポイント」に修正
(3)1年度当たりの付与ポイント上限	600ポイント ※2割は長寿応援ファンドへ寄付	・令和7年度:400ポイント ・8年度以降:200ポイント ※令和7年度は経過措置	・「令和7年度から200ポイント」を、2年間にわたり段階的に引下げ
(4)長寿応援ファンド	ファンドを原資として事業を実施	ファンドは廃止 ※交換者の実態に応じて区が指定する基金等へ寄付する仕組みは存続。なお、ファンドの残高の取扱いは別途調整・検討	<修正なし>
(5)ポイント交換単位	25ポイント以上 (1ポイント50円換算) ※交換は25ポイント毎	10ポイント以上 (1ポイント50円換算) ※交換は10ポイント毎	<修正なし>
(6)ポイントシールの有効期限	付与の翌々年度まで (3年間)	付与の翌年度まで (2年間)	<修正なし>
(7)健康増進活動等の充実	—————	高齢者部門と健康部門等による区主催事業を充実	<修正なし>

5 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和 6 年 7 月～ 見直し後の事業内容を区民等へ周知
- 10 月～ システム改修（10 月～令和 7 年 2 月）
- 令和 7 年 4 月 見直し後の事業を実施